岩手県多文化共生推進プラン (2025~2029) (仮称)

素案

全ての県民が、お互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、 多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手

> 令和7年3月(予定) 岩 手 県

多文化共生とは? What is a "multicultural society"? 什么是"多文化共生"?

こくせき みんぞくとう ちが かか すべ ひと たが 国籍や民族等の違いに関わらず、全ての人がお互いの ぶんかてきはいけい かんが かた りかい ちいきしゃかい ささ しゅたい文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体とも いとして共に生きることです。

A multicultural society is the concept of a society where people understand each other's cultural backgrounds and perspectives regardless of differences in nationality and ethnicity, and where everyone lives together and supports their local community.

多文化共生是不同国籍和不同民族的人们互相尊重对方的文化背景与思维方式,作为一个地区社会构成的主体实现和谐共生。

ベトナム語追加検討

【目次】

| 1 | 策 | 定の趣旨等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | P 4 |
|---|-------------|--|-----|
| | (1) | プラン策定の趣旨 | |
| | (2) | プランの位置付け | |
| | (3) | プランの期間 | |
| | | | |
| 2 | 背 | 景と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | (1) | プラン策定の背景 | P 5 |
| | (2) | 多文化共生の意義 | |
| | | | |
| 3 | | 県における多文化共生等の現状と課題等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
| | (1) | 本県における多文化共生等の現状 | P 6 |
| | (2) | 前プラン策定後に生じた社会情勢の変化と展望 | |
| | (3) | これまでの取組成果と課題 | |
| _ | _ | | |
| 4 | | 指す将来像(基本目標)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | -04 |
| | (1) | 目指す将来像(基本目標) | P24 |
| | (2) | 視点 | |
| 5 | 多] | 文化共生に向けての主な施策の方向等・・・・・・・・・・・・・ | |
| | | 施策の方向1 グローカル人材の育成、外国人材等の受入・定着・活躍促進 | P26 |
| | | 施策の方向2 共に生活できる地域づくり | |
| | | 施策の方向3 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成 | |
| | | 施策の方向4 ILCプロジェクトへの対応 | |
| | | | |
| 6 | 各: | 主体の役割(県民が一体となった多文化共生社会の実現)・・・・・ | |
| | | | P32 |
| (| 資料 網 | 編〕 | |
| ř | 容料 | 1 多文化共生に関する県民音識調査結果の概要 ほか 今後調整 | |

―外国人県民等とは一

外国籍を持つ県民のほか、日本国籍を取得した県民や国際結婚などによって生まれた外国 人の親の文化を背景に持つ子供など、外国にルーツがあり、外国籍の人と同様の課題を持つ 県民です。

1 策定の趣旨等

(1) プラン策定の趣旨

国では、多文化共生の地域づくりを推進するため、平成18年3月に策定した「地域における多文化共生推進プラン」において、都道府県レベルにおける多文化共生の推進に関する指針・計画の策定を都道府県の役割として規定しました。

このことを踏まえ、県では、平成22年3月に「岩手県多文化共生推進プラン」(計画期間:平成22年度~26年度)を初めて策定しました。

その後、平成27年3月に「岩手県多文化共生推進プラン(改訂版)」(計画期間:平成27年度~令和元年度)、令和2年3月に「岩手県多文化共生推進プラン(2020~2024)」(計画期間:令和2年度~令和6年度)(以下「前プラン」という。)をそれぞれ策定し、多文化共生社会の実現に向けて取り組んできたところです。

今般、前プランが令和6年度で計画期間終了となることから、当該計画期間の施策の検証を行い、これまでの社会情勢の変化等を踏まえた上で、今後の新たな施策方向を定めることが必要となります。

こうしたことから、「岩手県多文化共生推進プラン (2025~2029)」(以下「プラン」という。)を策定し、多文化共生の考え方について広く普及を図るとともに、多文化共生社会の実現に向けた取組を一層進めようとするものです。

(2) プランの位置付け

県では、「いわて県民計画(2019~2028)」の主要な政策として、Ⅲ教育分野「地域に貢献する人材を育てます」、Ⅳ居住環境・コミュニティ分野「海外の多様な文化を理解し、共に生活できる地域づくりを進めます」及びIX社会基盤分野「科学・情報技術を活用できる基盤を強化します」を設定し、その中で「岩手と世界をつなぐ人材の育成」、「地域産業の国際化に貢献する人材の育成」、「外国人県民等が暮らしやすい環境づくり」、「国際交流と地域づくり」及び「ILCを核とした国際研究拠点の形成と関連技術等の産業化支援」を掲げています。

また、VI仕事・収入分野「ライフスタイルに応じた新しい働き方を通じて、一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります」も、外国人労働者に関わる政策分野です。

プランは、多文化共生社会の実現に向けて、こうした主要な政策の具体的展開を図るとともに、令和6年3月に策定した「いわて国際戦略ビジョン(計画期間:令和6年度~令和10年度)に掲げた「ネットワークの強化と多文化共生の推進」の取組との整合性も図りながら、総合的な目標や施策の方向を定めるものです。

また、多文化共生社会の実現に当たって解決していくべき課題は、様々な分野に横断的に関わる地域全体の課題でもあります。

これを着実に推進していくためには、県と市町村との連携を図るとともに、県や市町村、 国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民・自治会など 様々な活動主体が期待される役割を担い、一体となって取り組んでいく必要があります。 プランは、こうした主体が多文化共生への取組を実施する際の指針ともなるものです。

(3) プランの期間

本プランで対象とする期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。 なお、この間、外国人県民等を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、適時施策 の見直しなどを行っていきます。

2 背景と意義

(1) プラン策定の背景

交通の発達や情報通信技術の発展により、これまでにない質的に豊かな、多様で、国際的な交流が可能となっています。

ニューヨーク・タイムズ紙による「2023年に行くべき 52 か所」の2番目に盛岡市の選定、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンの開校など、本県の国際化が大きく進展しようとしています。

また、本県及び東北の産学官が誘致を進めている世界最先端の国際的な素粒子物理の研究施設「国際リニアコライダー(ILC: International Linear Collider)(以下「ILC」という。)」が実現すると、多くの外国人が本県に居住することが想定されます。

こうした中、本県における在留外国人数は、東日本大震災津波の影響や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による入国制限等を受け、一時的に減少したものの、令和5年12月には1万人を超え、過去最多となりました。

一方、国では、令和6年6月、技能実習制度を抜本的に見直し人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする、育成就労制度の創設等に係る法律が可決・成立されました。

県人口が減少傾向にあることから、県人口に占める外国籍を持つ県民や外国にルーツがある日本国籍を持つ県民(以下「外国人県民等」という。)の割合は、今後更に高まることが予想されます。

こうした状況を踏まえ、外国人県民等にとっても暮らしやすく、居住先として選ばれるような環境づくりのため、言葉の壁や生活上の不便の解消に努めるとともに、国籍や民族等の違いに関わらず、全ての県民が互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体として共に生きる、多文化共生社会の実現が必要です。

(2) 多文化共生の意義

本県では、次の4つを多文化共生の意義と捉え、本プランに基づく様々な取組を通じ多文化共生社会の実現を目指していきます。

■ 多様性と包摂性のある社会の実現

持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標(SDGs)」において、包摂性を示す「誰一人取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされています。

外国人県民等も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備することにより、多様性と包摂性のある社会の実現につながることが期待されます。

■ グローカル人材や多様な人材の育成

多文化共生の地域づくりの推進により、地域住民の国際感覚や異文化に対する理解が深まり、国際的な視野と地域に貢献する視野を持ったグローカル人材や、地域づくりを支える多様な人材の育成につながります。

■ 外国人県民等との協働による地域の活性化

社会経済活動全般においてグローバル化が進展する中で、様々な「つながりの力」を生かすとともに、外国人県民等と連携し、世界に開かれた地域づくりを積極的に推進することにより、地域の魅力が高まり、海外との交流や地域産業・経済の振興にもつながります。

■ 全ての人に暮らしやすいまちづくり

多文化共生の地域づくりの推進により、言語や文化、能力など様々な特性や違いを認め合い、外国人県民等をはじめ、全ての人に配慮した安心・安全な暮らしやすいまちづくりの推進につながります。

3 本県における多文化共生等の現状と課題等

(1) 本県における多文化共生等の現状

本県における令和5年12月末現在の在留外国人数は、10,173人です。

在留外国人数の推移を見てみると、平成 23 年に発災した東日本大震災津波や令和 2 年 以降の新型コロナウイルス感染症の影響等による落ち込みはあるものの、傾向としては増 加基調であり、特に水際措置の大幅な緩和があった令和 4 年以降伸びが大きくなっていま す。(図 1)

なお、県人口は、近年減少の一途をたどっており、平成 25 年 10 月 1 日現在の 1, 294, 453 人から令和 5 年 10 月 1 日現在の 1, 163, 024 人へと、この 10 年で約 13.1 万人が減少しています。(図 2)

図1 在留外国人数の推移(岩手県) (各年12月末現在) (人) 12,000 10,173 10,000 8,000 6,593 6,590 7,187 6,000 5,505 4,000 3,708 2,963 2.000 0 H6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 R1 2 3 4 5 (年)





出典:岩手県ふるさと振興部「岩手県人口移動報告年報」

本県の令和5年12月末現在の在留外国人を国籍別に見ると、ベトナムの26.2%が最も多く、 次いで中国15.2%、フィリピン14.8%、インドネシア10.3%、韓国・朝鮮7.3%などの順となっています。経年比較をすると、近年では中国や韓国・朝鮮の構成割合が減少し、ベトナムやインドネシアが大きく増加しています。(図3)

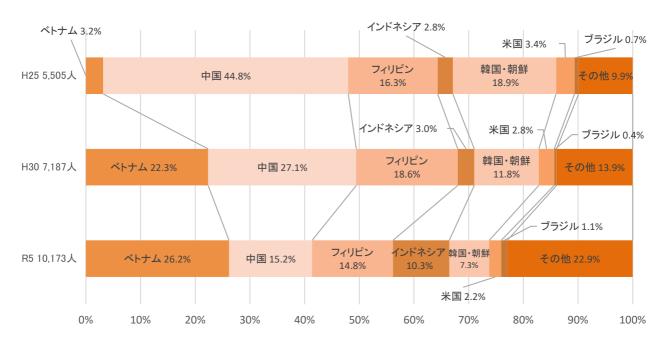
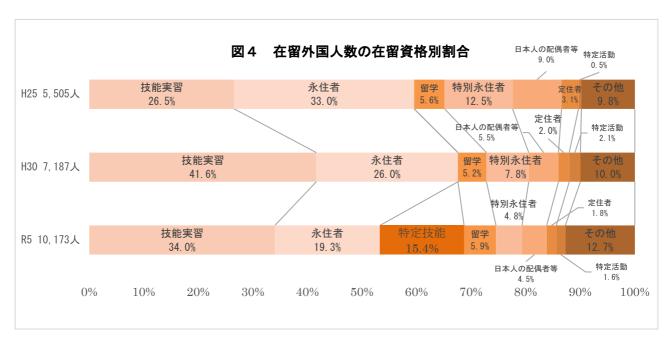


図3 在留外国人数の国籍別割合

出典:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

これを在留資格別に見ると、技能実習 34.0%、永住者 19.3%、特定技能 15.4%、留学 5.9% などの順となっています。この構成割合について、全国値*との比較では、技能実習及び特定技能の占める割合が非常に高くなっており、伸び率も高くなっていることから、企業等による技能実習制度、特定技能制度の利用が進んでいるものと思料されます。(図 4)

※ 法務省在留外国人統計(全国值) R5 技能実習 11.9%、特定技能 6.1%



出典:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

※ 永住者

法務大臣が永住を許可した者であり、在留活動・在留期間のいずれも制限はない。永住許可の要件は、 ①素行が善良であること、②独立生計を営むに足りる資産又は技能を有すること、③その者の永住が日本国の利益に合致すると認められることとされている。原則として、引き続き 10 年以上在留していることが必要とされる。

※ 日本人の配偶者等

日本人の配偶者・子・特別養子。在留期間は5年、3年、1年又は6月3年又は1年で、在留活動に 制限はない。

※ 特別永住者

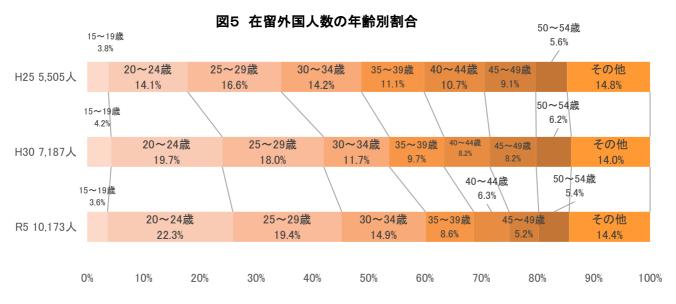
「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」(1991年11月施行)により定められた在留の資格、又は当該資格を有する者。終戦前から日本に居住しており、サンフランシスコ平和条約(1952年)の発効によって日本国籍を失った後も引き続き日本に在留している朝鮮半島・台湾出身者とその子孫を対象にしており、在留期間や在留資格に制限はない。

※ 定住者

法務大臣が特別な事情を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者であり、日系3世、中国在留残留邦人、インドシナ難民第三国定住難民などが該当する。在留期間は5年、3年、1年、6月3年若しくは1年又は法務大臣が個々に指定する期間で、在留活動に制限はない。

これを年齢別に見ると、20~24歳22.3%、25~29歳19.4%、30~34歳14.9%と、若い世代の比率が増えてきています。(図5)

なお、外国人の児童生徒のうち、日本語指導が必要な児童生徒(小学校・中学校・高等学校) 数は令和5年5月1日現在で20校、34人となっています。(文部科学省「日本語指導が必要な 児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」)



出典:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

本県では、全ての市町村に外国人県民等が居住しており、これを市町村別に見ると、令和5年12月末現在で、盛岡市1,997人、北上市1,204人、一関市1,171人などの順となっています。経年比較をすると、新型コロナウイルス感染症による落ち込みがあったものの、北上市をはじめとした内陸部の製造業の盛んな地域を中心に在留外国人が大きく増加しています。(図6)

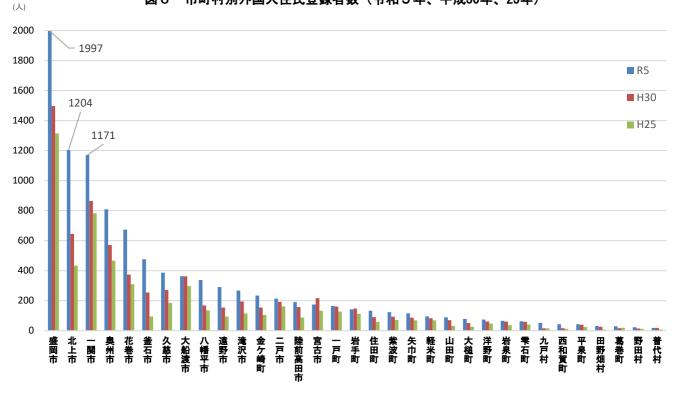


図 6 市町村別外国人住民登録者数 (令和 5 年、平成30年、25年)

出典:法務省「在留外国人統計(旧登録外国人統計)」

外国人の雇用状況について見ると、令和5年10月末現在、外国人労働者を雇用しているとして届出のあった事業所数は1,200事業所、外国人労働者数は7,082人となっています。

外国人労働者を国籍別に見ると、ベトナムが全体の32.2%を占め、以下、フィリピン16.6%、インドネシア12.4%、中国12.0%、ミャンマー6.9%などの順となっています。(図7)

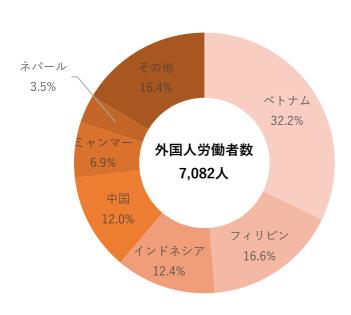
在留資格別では、技能実習が全体の 47.2%を占め、以下、専門的・技術的分野の在留資格 (※ 1) 25.2%、身分に基づく在留資格 (※ 2) 15.8%、資格外活動 (留学含む) 7.7%の順となっています。(図8)

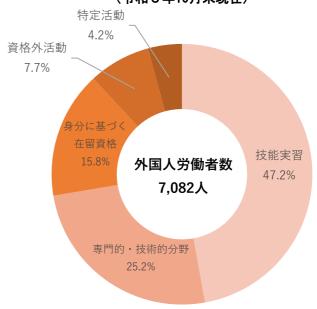
産業別では、製造業が全体の53.0%を占め、以下、小売・卸売業7.6%、建設業7.5%、教育・学習支援業5.9%などの順となっています。(図9)

外国人を雇用している事業所を規模別に見ると、30 人未満が48.4%を占め、以下、30~99 人29.7%、100~499 人17.0%などの順となっています。(図 10)

図7 外国人労働者の国籍別割合 (令和5年10月末現在)

図8 外国人労働者の在留資格別割合 (令和5年10月末現在)





出典:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」(令和5年10月末現在)

図9 外国人労働者の産業別割合 (令和5年10月末現在)

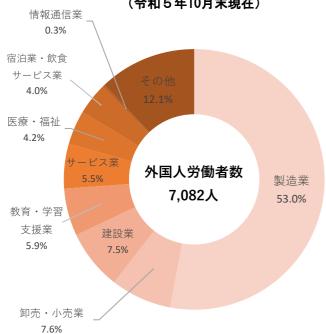
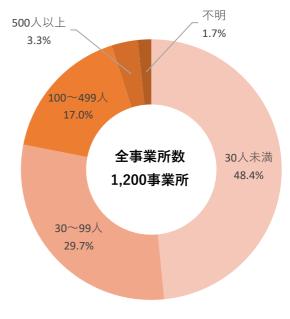


図10 外国人労働者を雇用している事業所の 規模別割合(令和5年10月末現在)



出典:厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況」(令和5年10月末現在)

外国人を雇用している 145 事業所を対象とした調査(岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査)によると、雇用目的として「人手不足に対応」が 129 事業者と最も多く、その達成状況は「やや改善した」が最も多くなっています(図 11)。

うち、外国人労働者と日本人労働者とのコミュニケーションについて、使用言語は「日本語」が81%を占め、次いで「日本語と母国語の両方」が16%などとなっており、外国人労働者に一定の日本語レベルが求められていると推測されます(図 12)。しかし、59%の事業者が就業時点の日本語レベルについて「事業に支障がある」と回答しています(図 13)。

また、外国人労働者に行っている日本語学習支援(複数回答可)については、「特に行っていない」が最も多くなりました。その他の自由記載では、業務中の日本語研修や、日本語による業務日誌の添削などが挙げられています(図 14)。

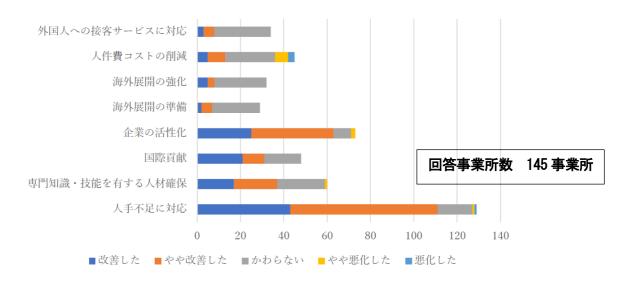
人手不足対策としての外国人労働者の受入れについては、外国人を雇用している事業所と 雇用していない事業所において、有効性についての回答に大きな差が見られます(図 15)。

外国人労働者の受入について、行政が優先的に取組むべきと考える内容については(複数選択可)、「日本語教育」や「外国語で対応できる総合相談窓口の設置」などが多くなっています(図 16)。

外国人を雇用していない814事業所を対象とした調査によると、雇用を希望しない理由としては、「言語・コミュニケーション」が最も多く、「研修や教育に係る労力が大きい」などが続いています(図17)。

図11 雇用の目的 (令和6年9月現在)

雇用目的別の達成状況

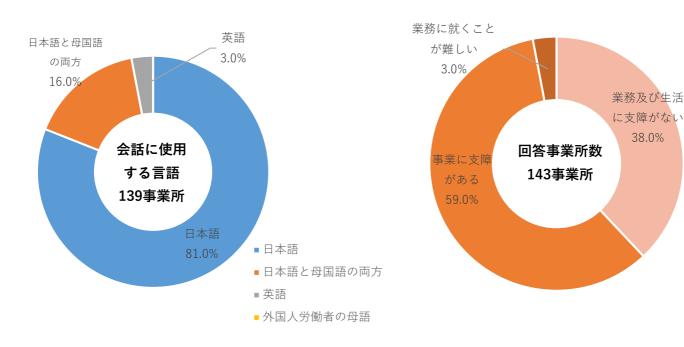


出典:岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査(中間報告)」

図12 外国人労働者と日本人労働者とのコミュ ニケーションについて(令和6年9月現在)

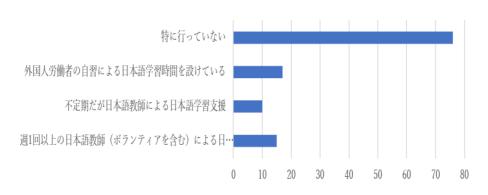
図 13 就業時点での日本語レベルについて (令和6年9月現在)

38.0%



出典:岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査(中間報告)」

図 14 日本語学習支援の実施状況について (令和6年9月現在)

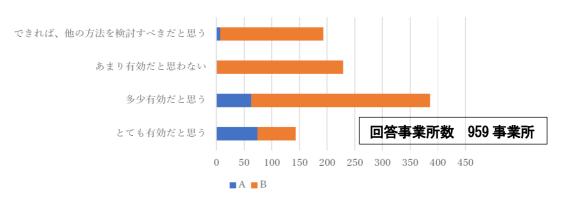


(その他:外国人労働者に行っている日本語学習支援)※自由記載

- 月2回以上の日本語研修を業務中に行っている。
- 日本語による業務日誌を書かせて添削を行っている。
- オンラインでの日本語勉強会に自主的に参加。
- 日本語で日記を書いてもらい、監督者とのやり取りを日々行っている。
- 毎日、日本語で日記を書いている。
- 月1回の日本語教室への参加
- 入社時の日本語教育
- 社内スタッフによる日本語研修
- ・ オンライン日本語学習サポート(外部)

図 15 人手不足の対策としての外国人労働者の受入れについて(令和6年9月現在)

人手不足の対策について

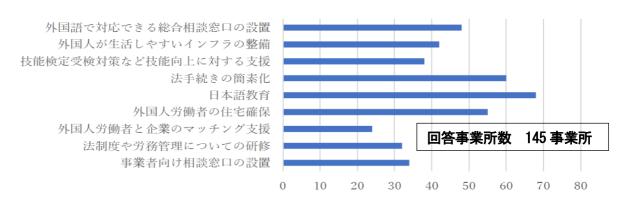


※A:外国人を雇用している事業所、B:外国人を雇用していない事業所

出典:岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査(中間報告)」

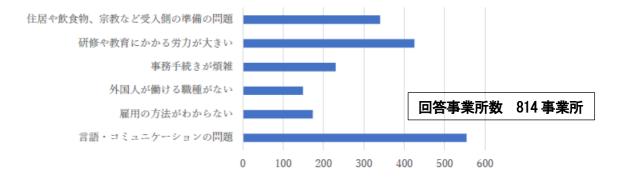
図 16 外国人労働者の受入について、行政が優先的に取組むべきと考える内容に ついて(複数選択可)(令和6年9月現在)

行政に対する要望(外国人雇用事業所)



出典:岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査(中間報告)」

図 17 外国人を雇用していない(したくない)理由(令和6年9月現在)

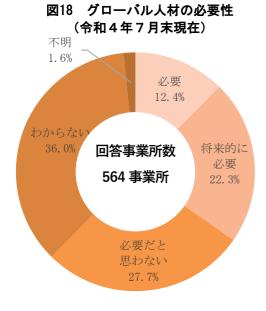


出典:岩手県商工労働観光部「外国人労働者実態調査(中間報告)」

564 事業所のグローバル人材の確保・育成の意向について見ると、「わからない」が36.0%と最も多く、以下、「必要だと思わない」が27.7%、「将来的に必要」が22.3%、「必要」が12.4%などとなっています。(図18)

「必要」、「将来的に必要」と回答した 196 事業所の確保・育成の方法について見ると、「日本人従業員の育成(グローバル化)」が 66.2%と最も多く、「外国人留学生等の採用」が 40.5%、「海外赴任経験者等の中途採用」が 22.6%などとなっています。(図 19)

また、グローバル人材を雇用する上での課題について見ると、「従業員の外国語習得や海外研修の機会」が 61.9%と最も多く、「グローバル人材の活用事例・活用情報・ノウハウ」が 41.8%、「外国人留学生等を採用するための人的態勢」が 40.7%などとなっています。 (図 20)



出典:岩手県ふるさと振興部「令和4年度企業・事業所行動調査」

日本人従業員の育成
外国人留学生等の採用
海外赴任経験者等の中途採用
特に考えていない
海外展開先での現地採用
その他
3.1%

66.2%

40.5%

40.5%

40.5%

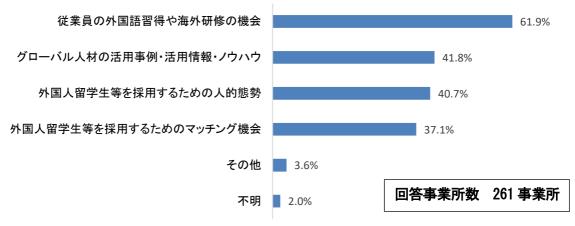
15.9%

D答事業所数 196 事業所

図19「必要」又は「将来的に必要」と回答した企業における グローバル人材の確保・育成方法(令和4年7月末現在)

出典:岩手県ふるさと振興部「令和4年度企業・事業所行動調査」

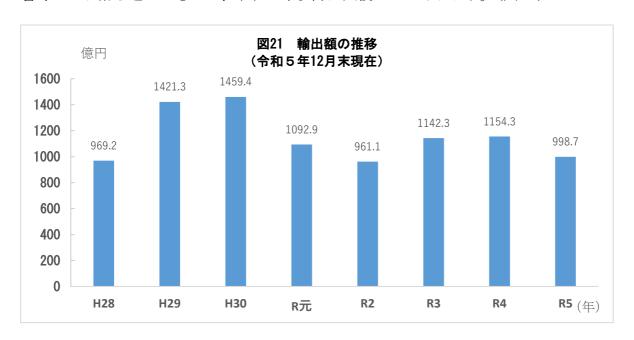
図20 「必要」又は「将来的に必要」と回答した企業における グローバル人材の雇用における課題(令和4年7月末現在)



出典: 岩手県ふるさと振興部「令和4年度企業・事業所行動調査」

本県における令和5年12月末現在の年間輸出額は、998.7億円です。

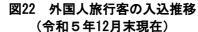
輸出額の推移をみると、平成30年に過去最大を記録した後、新型コロナウイルス感染症の影響等により落ち込んだものの、令和3年以降は回復しつつあります。(図21)

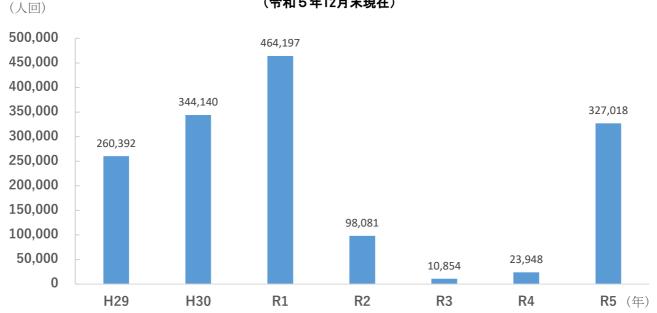


出典:岩手県商工労働観光部、日本貿易振興機構(ジェトロ)盛岡貿易情報センター「2022 年岩手の貿易」

※ R5年は速報値

本県における令和5年12月末現在の外国人旅行客の入込客数は、327,018人回です。 入込数の推移をみると、令和元年に過去最高を記録した後、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく落ち込みましたが、令和5年には回復しつつあります。(図22)





県民のグローバル化に関連する県の政策項目(「海外への販路拡大」、「外国人県民も暮らしやすい地域社会」及び「外国人研究者等の受入環境整備や新たな産業振興への取組」)に対する重要度、満足度、ニーズ度の順位(57項目中)は、表1のとおりです。今次調査では、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、他の政策項目の優先度が高くなったと推察されます。

表1 グローバル化関連政策項目に対する県民意識(令和6年2月末現在)

| | 重要度 | 満足度 | ニーズ度 |
|-----------------|----------|-------------------|----------|
| 海外での県産品の販路拡大 | 47位(46) | 40位(32) | 41 位(41) |
| 外国人も暮らしやすい地域社会 | 54位(45) | 41位(24) | 48位(43) |
| 外国人研究者等の受入環境整備や | <i> </i> | 40 / - | F0 /共 |
| 新たな産業振興への取組 | 55 位 | 42位 | 52 位 |

出典:岩手県ふるさと振興部「令和6年度県の施策に関する県民意識調査結果報告書」

()は平成30年調査時における順位。

(2) 前プラン策定後に生じた社会情勢の変化と展望

ア 新型コロナウイルス感染症の世界的感染拡大

令和2年初頭から、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が進み、海外との 交流活動に大きな影響を及ぼしました。一方、オンライン交流が活発化し、往来が自由 となった現在も、交流の手段のひとつとして継続して利用されています。

また、全国的にも、こうした感染症拡大時や激甚化する気象災害時における在留外国人への情報提供の難しさが課題となっています。

イ 世界との関わりの多様化や深化

(7) 世界に開かれた復興の推進

東日本大震災津波の発災直後や復旧・復興の過程において海外から寄せられた様々な支援や、これを契機とした海外との交流拡大は、継続的な相互交流や、海外津波博物館等との連携などにもつながっています。

東日本大震災津波伝承館には駐日外交団や海外からの来館者も訪れており、また、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」などの機会も通じて、震災の事実を踏まえた教訓や復興の姿、支援への感謝を発信しています。

(イ) 多様な形による世界に向けた発信

「平泉」、「橋野鉄鉱山(明治日本の産業革命遺産)」に加え、令和3年に「御所野遺跡(北海道・北東北の縄文遺跡群)が世界遺産に登録され、3つの世界遺産及び関連遺産について、相互に連携・交流を行いながら、国内外に向けた魅力向上・来訪促進・周遊促進を図っています。

令和5年1月、ニューヨーク・タイムズ紙「2023年に行くべき52か所」の2番目に 盛岡市が選定され、国内外から大きな注目が集まりました。世界的な視点から見て、日 本の地方に価値や魅力があるということの発信につながっています。

本県出身のアスリート等の海外での活躍や民間事業者等による世界的な展開が、岩手の発信にもつながっています。

南米の岩手県人会をはじめとした海外県人会が、PRイベント等の開催を通じて、現地社会における岩手の発信に貢献している例もあります。

(ウ) ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン開校

令和4年8月、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンが開校しました。県では同校と連携協定を結び、教員や生徒の交流等による人材育成、スポーツや文化活動の交流を通じた多文化共生、震災学習等の実施を通じて、地域振興や国際化の推進に取り組んでいます。

(エ) 外国人観光客の受入拡大

本県を訪れる外国人観光客は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け激減しましたが、令和4年10月の政府による水際措置の大幅な緩和、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の5類移行等を受けてから、回復に向かいました。

令和5年1月、アメリカのニューヨーク・タイムズ紙「2023 年に行くべき 52 か所」の2番目に盛岡市が選定され、国内外から大きな注目が集まりました。日本を訪れる外国人観光客が増加する中、本県への外国人観光客も順調に増加しており、情報発信やインバウンド受入れセミナー等により、受入態勢整備に取り組んでいます。情報発信やおもてなしセミナー等により、受入態勢整備に取り組んでいます。

(オ) いわて花巻空港における国際定期便

新型コロナウイルス感染症の影響により運休していた台北線は、令和5年5月から 運航が再開(上海線は、令和2年2月から運休中)し、インバウンドが好調で高い利用 率となっています。

(力) 自治体による海外との交流促進

県では、岩手県大連経済事務所及び岩手県雲南事務所を設置しており、連携協定等に基づき、経済文化交流、青少年交流などを進めています。また大連市との長年の交流を受け、令和6年6月には、知事が世界経済フォーラムが主催する国際会議「夏季ダボス会議」(於:大連市)に招待され、岩手の発信にもつながっています。

市町村においては、18 市町が13 か国31 県市町と姉妹(友好)提携を結んでいます。 新型コロナウイルス感染症の影響により、海外との往来を伴う姉妹都市間の交流は中止・延期となりましたが、令和5年以降、再び訪問団の受入れや生徒の派遣といった相互交流が活発化するなど、今後の更なる交流拡大が見込まれます。

ウ 外国人の受入機会の増加

(7) 外国人材の受入れ

国は、令和6年6月に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」を公布しました。これにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設されることになりました。県では、今後見込まれる外国人労働者等をはじめとした外国人県民等の増加に向け、相談体制の充実をはじめとする外国人材の受入環境の整備に取り組んでいます。

また、令和元年6月に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、外国人居住者等に対する日本語教育の推進が地方自治体の責務とされました。こうしたことなどを踏まえ、県では、令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定し、国や関係機関と連携した日本語学習支援の取組を進めているほか、県教育委員会では、令和6年3月に「岩手県外国人児童生徒等教育方針」を策定し、外国児童生徒の学校の受入体制や指導内容の充実に向けて、関係機関と連携して取り組んでいます。

(イ) ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン開校

令和4年8月、ハロウインターナショナルスクール安比ジャパンが開校し、多くの生徒に加え、教員及び職員等が本県に居住しています。

(ウ) 外国人観光客の受入拡大

本県を訪れる外国人観光客は、コロナの影響により大幅に減少しましたが、その後の訪日外国人観光客の回復に伴い、本県でも増加傾向となっています。本県では、外国人観光客が快適に旅行できるように、受入環境の充実に取り組んでいます。

(I) 研究者等の受入れ

ILCは、標高約110m、全長約20kmの地下トンネルに建設される世界最先端の国際的な素粒子物理の研究施設です。

令和2年8月に設立されたILC国際推進チーム (IDT) による「ILC準備研究所提案書」などを受けて、令和3年7月から文部科学省は「ILCに関する有識者会議」を開催しました。この有識者会議の議論のまとめでは、ILC準備研究所への移行は時期尚早とされた一方、ILC計画は、準備研究所にこだわらず、段階的に研究開発を進めるべきとされたことから、現在、IDTによって国際協働での研究開発や政府間協議に向けた取組が進められています。

ILCの実現により、多くの外国人研究者やその家族が本県に居住することが想定されており、その受入れ等について検討等を進めています。

エ グローカル人材等の育成の取組

(7) 教育分野

小学校では、令和2年度から3、4年生は外国語活動、5、6年生は英語授業が導入 されています。

また、小中学校、高等学校において、英語に触れる機会の増大等のため、語学指導等を行う外国青年招致事業 (JETプログラム) や民間事業者を通じて配属された外国人が外国語指導助手として活動しています。

高等学校では、海外への修学旅行の実施や、海外の高校と提携した国際交流や海外研修等に取り組んでいる学校もあります。

県内5大学等で構成される「いわて高等教育コンソーシアム」においては、地域の中核を担う人材育成の一環として、外国人留学生とともに地域課題をグローバルな視点から考え、学び合うプログラムが実施されています。

大学等では、海外の教育機関と学術交流協定を締結し、学生の派遣や留学生受入れを 行っているほか、企業や団体、高等教育機関、行政など産学官が一体となった「いわて グローカル人材育成推進協議会」においては、学生の国際的視野を養うための海外留学 支援や、留学生やJETプログラム参加者などのグローカル人材の定着を図る就職説 明会、インターンシップの取組が進められています。

(イ) 産業分野

国内市場の縮小、グローバル経済の進展等を背景に、県内事業者の海外市場への展開がますます重要となっており、県内企業等の貿易額は、コロナ禍により一時落ち込んだものの、令和5年はコロナ禍以降最大(1,864億円)となるなど、経済活動の正常化に伴い増加傾向となっています。

また、CPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)やEPA(日EU経済連携協定)などの大規模な貿易協定が次々と発効し、県内企業等の海外展開の拡大が見込まれます。

このような状況において、企業等の海外展開を担うグローバル人材のニーズは高まっており、企業等を対象とした人材育成や高度外国人材の活用の支援が進められています。

また、海外展開を図る県内事業者を支援するためのプラットフォーム「いわて海外展開支援コンソーシアム」、農林水産物の国際流通に関する情報収集や調査・分析等を担う「いわて農林水産物国際流通促進協議会」など、官民一体となった組織による海外市場への展開や販路の拡大、海外との交流促進の取組が推進されています。

(ウ) 国際協力分野

開発途上国の国づくりに貢献する「JICA海外協力隊」として、様々な年齢層の県民等が本県から海外に派遣されています。

(エ) 若者の海外への関心

県が実施している高校生を対象とした中国雲南省及び北米への海外派遣研修では、 令和6年度は、募集定員24人に対して68人の応募があり、海外への関心の高さがうか がえます。

また、「いわてグローカル人材育成推進協議会」による大学生を対象とした海外留学 支援について、令和6年度は募集定員5人に対して8人の応募があるなど、大学生にお いても海外への関心が一定程度あるものと推察されます。

(3) これまでの取組成果と課題

過去5年間における県施策について、前プランに定める4つの「施策の方向」ごとに検証し、主な取組成果と課題を抽出しました。

ア 施策の方向 1 地域に貢献する人材の育成と定着

[主な取組成果]

(地域の国際化に貢献する人材の育成)

- 高校生を対象とした海外派遣研修、中国雲南省との相互交流を実施し、多様な考え方や 異文化に対する理解や外国語による実践的コミュニケーション能力の向上を図り、国際感 覚のある人材の育成に取り組みました。
- 海外渡航経験を持つ若者や世界との関わりに関心を持つ若者によるワークショップ等、 若い世代の海外への関心を喚起し、国際理解を深めることを目的としたイベントの開催を 支援しました。
- 学生等を対象とした海外で活動する本県出身者によるオンライン講演会を実施し、学生 等のグローバルな視点を育てるとともに、地域の活性化に貢献できるグローカル人材の育 成に取り組みました。

(産業の国際化に貢献する人材の育成・活用)

○ いわてグローカル人材育成推進協議会による県内学生を対象とした海外留学支援を実施 し、岩手県と世界の架け橋となり、地域の未来づくりを担うグローカル人材の育成に取り 組みました。

(外国人留学生等の定着)

○ 外国人留学生等を対象とした「グローバルキャリアフェア i n 岩手」の開催や、県内の企業等と連携した企業訪問及びインターンシップを実施し、グローカル人材の県内就職・定着を支援しました。

(多言語により地域で外国人県民等の生活を支える人材の育成)

○ 災害時の外国人支援に関する研修や語学講座を開催し、県内各地で活躍する災害多言語 サポーターの育成に取り組みました。

[今後の主な課題]

- 世界との関わりの多様化や深化が進む中、産学官が連携し、国際的な視野と地域に貢献 する視野を持ったグローカル人材の育成に引き続き取り組む必要があります。
- 本県にゆかりがあり、世界と岩手をつなぐグローバルな人材等とのネットワークを構築 し、グローカル人材の育成に生かしていく必要があります。
- 海外派遣、留学等の促進に加え、コロナ禍で活発化したオンラインも積極的に活用し、 多様な交流を進めていく必要があります。
- 東日本大震災津波において海外から多大な支援を受けたことを踏まえ、開発途上国におけるボランティア活動など国際貢献できる人材の育成に取り組む必要があります。
- 海外の販路開拓や輸出など、企業の海外展開を担う人材の育成に取り組む必要があります。
- 「育成就労制度」の創設等に伴い、今後、外国人労働者をはじめとする外国人県民等の さらなる増加が見込まれる中、グローカル人材(日本人側)の育成と合わせ、外国人留学 生や外国人材の受入・定着等に向けた支援に取り組む必要があります。
- 就職時における外国人留学等と企業の採用とのミスマッチが課題となっていることから、 留学生等の県内就職を促進するため、留学生等と県内企業とのミスマッチの解消に向けた 取組を行う必要があります。

イ 施策の方向2 共に生活できる地域づくり

[主な取組成果]

(相談・情報提供体制の充実・強化)

- 国際交流等の情報提供、外国人県民等に対する生活支援、日本人県民と外国人県民等の 交流を図る国際交流・協力の拠点施設である「国際交流センター」の運営・機能の充実に 取り組みました。
- 「いわて外国人県民相談・支援センター」における外国人相談員による巡回相談、多言語での相談受付、弁護士・行政書士など専門の相談員による困難案件への対応など、外国人県民等の相談支援に取り組みました。

(防災・医療支援体制の構築支援)

- 災害時多言語サポーターを活用した情報提供等や災害発生時を想定した訓練を実施し、 災害時の広域的な外国人支援体制の構築支援に取り組みました。
- 外国人県民等を対象とした医療相談会の実施や電話医療通訳サービスの導入等により外国人県民等が適切に医療を受けられる体制の構築支援に取り組みました。

(日本語学習の支援)

- 令和4年3月に「岩手県における日本語教育の推進に関する基本的な方針」を策定する とともに、地域日本語教室開設支援やオンライン日本語講座を実施し、外国人県民等の多 様な日本語学習機会の確保に取り組みました。
- 日本語教室の開催情報の提供のほか、日本語サポーターの登録・活用に努めるなど、外国人県民等の日本語学習の支援をしました。
- 地域の講座や外国人支援に係る通訳・翻訳等をはじめとしたサポートを目的としたいわて国際人材を活用し、外国人県民等の生活支援に取り組みました。

(外国人県民等が活躍できる地域での場づくり)

○ 多文化共生セミナーやワークショップ等を開催し、外国人県民等と地域住民が共に地域 を支えていくという多文化共生社会づくりに向けた意識醸成に取り組みました。

[今後の主な課題]

- 永住者に加え外国人労働者の増加、多国籍化など外国人県民等が多様化する中、家庭問題や労働など、個別化・専門化する外国人県民等からの相談及び雇用事業所や市町村などからの幅広い相談に適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら相談体制を強化する必要があります。
- 外国人県民等の出身国等の多様化に伴い、使用する言語も多様化していることから、「やさしい日本語の普及」、ICT、翻訳アプリ等も活用しながら、多様な手法によるコミュニケーション促進を図る必要があります。
- キーパーソンを通じた発信やICTの活用など、外国人県民等へのより効果的な情報伝達(医療・防災・生活情報等)に取り組む必要があります。
- 多言語対応可能な医療機関をWebで公開している「医療情報ネット」などを更に周知するほか、医療通訳スタッフのほか、ICT、翻訳アプリ等の活用を促進するなど、医療機関の多言語対応をはじめとした受入体制の充実を図る必要があります。
- 災害発生時に外国人県民等も迅速に避難行動がとれるよう、多言語サポーターの確保や 資質向上を図るとともに、キーパーソンを通じた発信やSNS等を活用した多言語による 情報提供等の支援体制など、発信手段の多様化を図る必要があります。
- 外国人県民等が日本語能力の差異によって暮らしや仕事に支障が生じないよう、また、 それぞれのレベル、学習ニーズに応じた日本語教育を受けられるよう、日本語学習機会及 び学習内容の充実を図る必要があります。

- 日本語教室等について国際交流関係団体が無償で開講している場合があり、運営経費の 確保などから継続に懸念が生じています。また、日本語サポーターの高齢化や担い手の不 足などの課題も抱えていることから、日本語教育人材を確保・育成し、適切な役割分担の 下での定着促進を図る必要があります。
- 外国人県民等は、共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーとの認識のもと、 外国人県民等が円滑な社会生活を営むことができるよう、地域の受入体制を構築するとと もに、外国人県民等と協働した地域づくりに取り組む必要があります。

ウ 施策の方向3 多様な文化の理解促進

〔主な取組成果〕

(外国人県民等である児童・生徒への対応)

- 外国人児童・生徒のための就学支援ハンドブックを多言語で作成し、教育制度の違いや 就学手続きなどを周知しました。
- 外国人児童・生徒の受入れに係る課題解決などに向け、受入校の教員向けの研修会を開催しました。

(多文化共生に関する啓発)

- 国際交流等の情報提供、外国人県民等に対する生活支援、日本人県民と外国人県民等の 交流を図る国際交流・協力の拠点施設である「国際交流センター」の運営・機能の充実に 取り組みました。(再掲)
- 学校や地域団体などに外国文化を紹介する外国人講師を派遣し、県民の国際理解を深める支援をしました。

(交流機会・つながりづくり)

- 市町村国際交流協会や国際交流関係団体などの職員を対象とした研修を実施し、国際交流事業に携わるに当たり必要な知識や情報の習得を支援しました。
- 「ワン・ワールド・フェスタ in いわて」など、多文化共生の普及・啓発や外国人県民 等との交流を目的としたイベントの開催を支援しました。

[今後の主な課題]

- 外国人県民等の子どもについては、生活言語に加え学習活動に必要な学習言語の習得が 求められていますが、小学校等では対応する専門の日本語指導者が不足しており、対策に 取り組む必要があります。
 - また、教育機関及び日本語指導者の指導ノウハウや情報の交換の場、研修の機会を設ける必要があります。
- 子どもを持つ外国人県民等の中には、日本語が分からない保護者もおり、学校からの通知が読めない、進路情報が分からないなどの問題を抱えていることから、英語等による通知や多言語によるハンドブックを活用した進路説明・相談等を更に進める必要があります。
- 世界との関わりの多様化や深化を踏まえ、海外の岩手県人会をはじめとした海外在住の 岩手とゆかりのある方々とも連携し、多文化共生社会の理解促進を図る機会を提供する必 要があります。
- 市町村や国際交流協会等のほか、外国人を雇用する事業所や関係団体とも連携し、多文 化共生の啓発・交流行事へより幅広い層の県民が参加するよう促進する必要があります。
- 外国人県民等からも、地域住民との交流や日本語、日本の慣習やきまり等を学ぶ機会への期待があり、こうした情報を提供する機会や交流機会を創出し、同じ地域の担い手として 共生していくための理解促進に取り組む必要があります。

エ 施策の方向4 ILCプロジェクトへの対応

[主な取組成果]

(研究開発を目指す人材の育成)

- 未来のILCを担う人材の育成に取り組む高校を「ILC推進モデル校」として指定し、ILCに関する課題研究や講演会を実施することで人材育成の取組を支援しました。
- 研究者や関係機関と連携した科学・工学に関するコンテスト等を実施し、生徒たちの科学に対する興味・関心を深める取組を行いました。

(国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成)

- 「いわて外国人県民相談・支援センター」における外国人相談員による巡回相談、多言語での相談受付、弁護士・行政書士など専門の相談員による困難案件への対応など、外国人県民等の相談支援に取り組みました。(再掲)
- 外国人研究者の子弟等の受入れ体制の検討に資するため、自治体や教育関係者向けに外国人児童生徒の受入れに関するセミナーを開催しました。

〔今後の主な課題〕

- ILCの実現を見据え、ILCに関わる幅広い分野で活躍できる人材を育成する必要があります。
- 本県の科学技術教育水準の向上のため、科学に興味を持つ児童生徒を拡大する必要があります。
- ILCの実現による多くの外国人研究者等の居住を見据え、生活支援サービスを更に充 実させる必要があります

4 目指す将来像(基本目標)

(1) 目指す将来像(基本目標)

東日本大震災津波の発災直後や復旧・復興の取組の過程において海外から寄せられた様々な支援や、これを契機とした海外との交流拡大は、国籍や民族等の違いを超えた「つながりの力」の大切さを県民一人ひとりが実感するかけがえのない経験になっています。

また、交通の発達や情報通信技術の発展により、これまでにない質的に豊かな、多様で、国際的な交流が可能となっています。

本県では、「いわて県民計画(2019~2028)」において「県民一人ひとりがお互いに支え合いながら、幸福を追求していくことができる地域社会」の実現を理念に掲げ、幸福を守り育てるための取組を進めています。

国籍や民族等の違いに関わらず、日本人県民も外国人県民等も地域社会を支える主体として共に生きることを目指す多文化共生推進の取組は、この理念に通じるものであり、外国人県民等が増加傾向にある中、ますます意義深く、重要なものとなっています。

こうした状況を踏まえ、全ての県民が一体となって、多文化共生社会の実現を目指して さらに前進していきます。

「全ての県民が、お互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、 多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手」

東日本大震災津波からの復旧・復興の取組の過程で培われた一人ひとりの幸福を守り育てる姿勢と「つながり」を大切にする岩手県において、全ての県民が、国籍等に関わらず、お互いの多様性を尊重し、多様な人材が育まれ、共に地域を支える主体として、いきいきと暮らし、幸福を守り育てることができる地域社会の実現を目指します。

(2) 視点

この目指す将来像を実現するに当たっては、次の4つの視点を基本に進めることが重要です。

① アンコンシャス・バイアスをなくし、国籍等に関わらず、岩手を支える人材の育成・定着 を進める

人口減少が進む本県において、増加傾向にある外国人県民等は、共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーです。この認識のもと、日本人県民、外国人県民等ともに、お互いに対するアンコンシャス・バイアス (無意識の思い込み) をなくし、歩み寄り、多様な人材の育成・定着に向けた取組を進めていく必要があります。

② 外国人県民等がより暮らしやすい地域づくりを進める

本県においては、人数の多少はあるものの全ての市町村において外国人県民等が暮らしています。暮らしやすく、居住先として選ばれるような環境づくりのため、外国人県民等の言葉の壁や生活上の不便の解消、互いの文化や習慣などの多様性の理解促進に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

③ 日本人県民と外国人県民等が協働して継続的に進める

双方向の交流を通じて、互いの文化、習慣などへの理解や国際感覚を養い、お互いを認め

合うことができます。地域においては、単発的な行事等に留まらず、交流を日常的かつ継続 的に重ねていく必要があります。

また、外国人県民等は、自らの強みや独自の視点を活かし、地域づくりに貢献することができます。双方が連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化につながることが期待されます。

④ 県全体で推し進める

多文化共生に係る課題は非常に幅広い分野にわたるとともに、県民一人ひとりの意識づくりが重要であることから、地域全体の問題として取り組んでいく必要があります。

県と市町村との連携を図るとともに、県や市町村、国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民・自治会など多様な主体が一体となって、本県の多文化共生社会の実現に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

5 多文化共生に向けての主な施策の方向等

ここでは、本県における多文化共生の目指すべき姿の実現に向けて、今後5年間で取り組む4つの主な施策の方向と取組内容の例を掲げています。

これらの施策を着実に推進していくため、県と市町村との連携を図るとともに、県や市町村、国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民・自治会など多様な主体が期待される役割を担い、一体となって取り組んでいきます。

施策の方向1 グローカル人材の育成、外国人材等の受入・定着・活躍支援

多文化共生の推進に欠かせないグローカル人材等の育成、外国人留学生や外国人材の受入・ 定着支援等に取り組みます。

ア グローカル人材の育成

交通の発達や情報通信技術の発展により、これまでにない質的に豊かな、多様で、国際的な交流が可能となっています。こうした中、次世代を担う若者を中心に、国際的な視野と地域に貢献する視野を持ったグローカル人材の育成をさらに進めるとともに、県内のものづくり分野をはじめとする企業等において海外展開を担う人材の育成・活用を支援します。

(取組内容の例)

- 企業や団体、高等教育機関、行政など産学官が一体となった「いわてグローカル人材育成 推進協議会」による学生の海外留学支援を行います。
- 授業等を通じ、グローバルな視点を持つための前提となる郷土や日本の歴史文化への理解 増進に加え、コミュニケーションを図るための語学力の向上に取り組みます。
- 中高生を対象とした姉妹都市等との海外相互派遣を実施し、海外とのネットワークの構築 を支援します。
- 海外県人会やいわて親善大使と連携し、高校生を対象とした雲南省や北米への海外派遣、 雲南省からの中学生受入れ等を実施し、海外とのネットワークの構築を支援します。
- 海外で活躍する本県出身者等によるオンライン講演会を開催し、学生等の国際的な視野を 広げ、将来的に本県と海外をつなぐグローカル人材の育成に取り組みます。
- 「JICA海外協力隊」による開発途上国でのボランティア活動を促進し、海外とのネットワークの構築を支援します。
- 貿易実務や海外展開のノウハウなどに関する集合研修や出前講座、オンライン講座を実施 し、人材育成を図ります。
- 海外販路拡大のための商談会やバイヤー招聘などを実施し、海外展開を担う人材の活躍の場を創出します。

イ 外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援

外国人留学生やJETプログラム参加者など、日本語能力を持ち、日本の文化や社会システムに一定の理解を有する外国人材や、特定技能外国人材等の地域産業等を支える外国人材の県内での就職・定着を支援します。

- 外国人留学生や外国人材等が県内企業等との相互理解や交流を深めるとともに、企業が外国人材等の受入について理解を深めることができるよう、多様な言語、宗教、生活習慣等を学ぶ研修会や、県内企業とのワークショップを開催します。
- 外国人留学生や外国人材等の県内就職志向を高めるため、企業訪問、企業説明会やインタ

ーンシップ、キャリアフェア等を実施します。

- 企業説明会や生活支援体制整備を実施し、高度外国人材の活用を促進します。
- 受入企業の体制整備を図るため、育成就労制度の概要や利用可能な事業の情報提供のほか、 働きやすい職場や生活環境の整備に取り組む企業を支援します。
- 市町村等と連携し、外国人材の受入れに積極的に取り組んでいる企業の取組を支援します。
- 介護事業所等による外国人留学生への奨学金の給付や外国人材の受入環境整備の取組を支援し、介護分野における外国人材の受入れを促進します。

施策の方向2 共に生活できる地域づくり

外国人労働者をはじめとする外国人県民等と共に、安心していきいきと生活できる地域づく りに取り組みます。

ア 相談・情報提供体制の充実・強化

外国人県民等からの様々な相談にワンストップ窓口として対応する「いわて外国人県民相談・支援センター」のさらなる周知と機能充実に取り組みます。

外国人県民等にとって必要な在留資格、医療、労働などの情報について、国等が「やさしい日本語」や多言語で作成した資料の積極的な活用を促すなど「やさしい日本語」の普及に取り組むとともに、キーパーソンを通じた発信やICTの活用など、より効果的な情報提供体制の強化に努めます。

- 「いわて外国人県民相談・支援センター」及び市町村等における外国人相談について周知を図るとともに、個別化・専門化する相談に対応する専門機関との連携をさらに強化し、外国人相談支援体制の充実を図ります。
- 「いわて外国人県民相談・支援センター」による巡回相談や企業訪問を実施します。
- 地域における外国人県民等の支援者(民生・児童委員など)に対し、外国人県民等にとって必要な生活情報等を提供するとともに、支援者による説明・周知を行います。
- 「やさしい日本語」の積極的な活用について、セミナーの開催等により、日本人県民への幅広い普及を促進します。
- 「やさしい日本語」やルビふり、多言語などによりわかりやすく行政・生活情報が提供されるように、情報を提供する側の意識向上を図るとともに、「やさしい日本語」による表記方法等についての情報提供などを行います。
- 国や県、関係機関等が既に「やさしい日本語」や多言語で作成、提供している在留資格、 医療、労働等の行政・生活情報について、SNS等を用いて積極的な周知及び活用を図りま す。
- キーパーソン等がいる外国人コミュニティ等については、こうした方の協力も得ながら、 効果的な情報提供に取り組みます。
- 外国人県民等が、本県で暮らすに当たり有用な共通情報をまとめたポータルアプリなどに よる情報提供に取り組みます。
- 道路や公共交通機関の案内標識等への多言語併記やピクトグラム*を活用したわかりやすい表記に努めるとともに、観光庁の策定した「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を踏まえた観光関連施設の多言語化に取り組みます。
 - ※ 一般に「絵文字」「絵単語」などと呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために表示される視覚記号(サイン)の 一つ。
- 外国人県民等について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様に県営住宅等への入居を可能とします。また、必要に応じ、多言語による県営住宅等の入居者募集案内等の広報に努めます。

○ 岩手県居住支援協議会を通じ、外国人県民等の住宅確保要配慮者に対して、住宅確保要配 慮者円滑入居賃貸住宅への入居支援を行います。

イ 防災・医療支援体制の構築支援

災害時には、外国人県民等のほか、外国人観光客が災害弱者となることが懸念されるため、「やさしい日本語」や多言語、キーパーソンを通じた発信やICTの活用などにより適切な情報提供・発信、避難誘導等が行われる環境を整備します。

また、医療機関受診時等において、難解な医療用語、医療システムや文化慣習の違いなどについて外国人県民等が理解し、適切に医療を受けられる体制づくりを進めます。

(取組内容の例)

- 「やさしい日本語」の積極的な活用について、セミナーの開催等により、日本人県民への幅広い普及を促進します。(再掲)
- 「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供、防災訓練情報の外国人県民等への 周知などを行います。
- 災害時多言語サポーター等を活用した多言語による情報提供等の支援体制の充実を図ると ともに、災害発生時を想定した実践的な対応訓練を行います。
- 外国人受入対応が進んでいる医療機関等の取組を県内全域で共有するなど、受入体制の整備を進めます。
- 医療通訳スタッフ等[※]の育成やICTを活用した受診支援などの体制整備を行います。 ※ 外国人県民等の医療機関受診時に多言語により通訳支援を行う人材。
- 医療・子育て・福祉等の情報(例:予防接種など)を外国人県民等に伝えるため、各市町 村で共有可能なフォーマット等の作成・周知を行います。
- キーパーソン等がいる外国人コミュニティ等については、こうした方の協力も得ながら、 効果的な情報提供に取り組みます。(再掲)
- 外国人県民等が、本県で生活するに当たり有用な共通情報をまとめたポータルアプリなど による情報提供に取り組みます。(再掲)

ウ 日本語学習の支援

国籍や民族の異なる人々が、地域づくりのパートナーとして共に暮らしていくためには、 互いに円滑にコミュニケーションができることが必要です。

こうしたコミュニケーションに使われる言語は日本語が主となりますが、外国人県民等の中には日本語能力が十分ではない人も多くいます。また、「話し言葉」は理解できるものの、「読み書き」が不得手など、日本語能力の違いも見受けられます。

さらに、日本語学習者のそれぞれのレベル、学習ニーズに応じた日本語教育を受けられるよう、日本語学習機会及び学習内容の充実を図る必要があります。

このことを踏まえ、外国人県民等の日本語学習の機会を提供するとともに、それぞれの日本語能力に合わせて対応できるよう指導内容の充実を図ります。

- 外国人県民等に住民票の届出等の機会を捉え、日本語教室の開催情報を提供します。
- 日本語教室が設置されていない地域における教室の開設支援や、既存の教室における日本 語能力に対応した指導内容の充実等に向けた取組を行います。
- 地域における日本語教室の、外国人県民等と住民との交流の場としての機能を高めるとと もに、関係機関との連携・協力により円滑に運営されるよう支援します。

- 居住地域に日本語学習環境がない外国人県民、より多くの学習機会を求める外国人県民に対して、ICTを活用した学習機会の提供などを行います。
- 日本語サポーターの養成や活用、ICTを活用した日本語学習コンテンツの普及、多言語 版学習教材の活用など、より効果的な指導に向けた取組を行います。
- 「やさしい日本語」の積極的な活用について、セミナーの開催等により、日本人県民への 幅広い普及を促進します。(再掲)

エ 多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケーション促進

外国人県民等は、行政手続き等様々な生活の場面で日本語を必要とします。また、災害時には、外国人県民等のほか外国人観光客が災害弱者となることが懸念されます。

さらに、外国人県民等の多国籍化に伴い、多言語で支える人材のみでは対応が困難となってきています。

このため、通訳ボランティア等*の人材育成に加え、「やさしい日本語」の積極的な普及、ICTや翻訳アプリの活用による希少言語への対応を進めます。

※ 災害時多言語サポーターや日本語サポーター、医療通訳スタッフ等の多言語により地域で外国人県民等の生活 を支える人材の総称。

(取組内容の例)

- 通訳ボランティア等の育成・登録に取り組みます。
- 実際の現場や災害時等に確実に対応できるよう、通訳ボランティア等の訓練や研修等による資質向上に努めます。
- 「やさしい日本語」の積極的な活用について、セミナーの開催等により、日本人県民への幅広い普及を促進します。(再掲)
- 「やさしい日本語」やICT、翻訳アプリを活用した情報発信等に取り組みます。
- キーパーソン等がいる外国人コミュニティ等については、こうした方の協力も得ながら、 効果的な情報提供に取り組みます。(再掲)
- 外国人県民等が、本県で暮らすに当たり有用な共通情報をまとめたポータルアプリなどに よる情報提供に取り組みます。(再掲)

オ 外国人県民等との協働による地域づくり

外国人県民等は、自らの強みや独自の視点を生かし、地域づくりに貢献することができます。 外国人県民等は、共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーとの認識のもと、協働に よる地域づくりを促進します。

- 市町村や国際交流協会、地域住民、留学経験者、外国人県民等を対象とする国際理解や多 文化共生のまちづくりに関する研修会を開催し、地域で多文化共生を担う人材育成を進めま す。
- 多文化共生社会への理解を深めるワークショップ等について、地域づくり団体等とあわせ、 外国人県民等の積極的な参画を促進します。
- 市町村や国際交流協会等のほか、外国人を雇用する事業所や関係団体等とも連携し、外国 人県民等と地域との交流機会を創出するとともに、外国人県民等の地域活動への参加を促進 します。
- 外国人県民等の視点も取り入れ、県内での外国人観光客の受入態勢の充実を図るとともに、 誘客や情報発信を促進します。

施策の方向3 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

アンコンシャス・バイアスをなくし、互いの文化や習慣などの多様性を尊重し、同じ地域の 担い手として共生していくための理解促進に取り組みます。

ア 外国人県民等である児童・生徒への対応

日本の教育制度を周知するとともに、日本語学習支援の必要な児童・生徒について、県・市町村教育委員会、県・市町村国際交流協会、国際交流関係団体、大学等との連携により、小学校・中学校・高等学校における受入体制を充実させます。

(取組内容の例)

- 外国人県民等である児童・生徒の教育対応についての事例集を作成するなど、情報を共有する体制を整えます。
- 該当校の教員を対象として、外国人県民等の保護者の日本語能力に応じて、やさしい日本 語や英語等による通知を行うなどの多文化共生の視点を取り入れた研修を実施します。
- 外国人県民等である高校生を対象とした奨学金制度の周知や活用を図ります。
- 外国人県民等である児童・生徒及び保護者に対し、様々な機会を捉え、日本の教育制度についての周知を行います。
- 日本語を母語としない外国人県民等である生徒の高校進学を支援するため、多言語による ハンドブックを活用しながら、進学説明・相談会を開催します。
- 外国人県民等である児童・生徒の日本語学習をボランティア等の協力を得て支援します。
- 文化的背景の異なる人々とのコミュニケーションの視点を取り入れた学習を行います。

イ アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成

外国人県民等は、共に地域づくりに取り組んでいく重要なパートナーであるとの認識のもと、互いの文化や習慣などの多様性を尊重し、共生していくための理解促進に取り組みます。

(取組内容の例)

- 多文化共生の視点を取り入れた国際理解セミナーの開催など、機会を捉えて多文化共生についての理解を深めるための啓発を行います。
- 市町村や国際交流協会、地域住民、留学経験者、外国人県民等を対象とする国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会を開催し、地域で多文化共生を担う人材育成を進めます。(再掲)
- 市町村や国際交流協会等のほか、外国人を雇用する事業所や関係団体等とも連携し、多文 化共生等に関する行事への参加者層の拡大を進めます。
- 外国文化紹介講師派遣などの機会を通じて、諸外国に対する理解を深めるとともに、国際 社会への関心を促します。
- 多文化共生の地域づくりの中核となる「国際交流センター」の機能の充実に努めます。
- 「やさしい日本語」の積極的な活用について、セミナーの開催等により、日本人県民への幅広い普及を促進します。(再掲)

ウ 外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つながりづくり

世界との関わりの多様化や深化を踏まえ、地域で暮らす日本人県民と外国人県民等の交流促進に加え、岩手県人会をはじめとした海外在住の岩手ゆかりの方々との交流を通じて、お互いの多様な文化や習慣の理解を促すとともに、つながりを育みます。

(取組内容の例)

○ 市町村や国際交流協会等のほか、外国人を雇用する事業所や関係団体等とも連携し、多文

化共生等に関する行事への参加者層の拡大を進めます。(再掲)

- 市町村等で行う市民講座をはじめとする様々な活動への参加を外国人県民等に呼びかける とともに、講座等において外国人県民等を講師として活用するなど、相互理解を深めます。
- 地域において開催する外国人県民等との交流イベント等への参加を日本人県民と外国人県 民等に呼びかけます。
- 地域が主体となって外国人県民等との交流機会を設けられるよう、国際交流協会や国際交流関係団体が持つノウハウの共有を進めます。
- 南米の各県人会をはじめとした、海外在住の岩手ゆかりの方々との相互交流やオンライン を活用した海外との交流を推進します。

施策の方向4 ILCプロジェクトへの対応

ILCでの研究開発を担う人材の育成や外国人研究者と地域住民が共生する多文化コミュニティの形成支援に取り組みます。

ア ILCを担う人材の育成

持続的にILCプロジェクトを推進するための人材について、県・市町村教育委員会、高等学校・大学等教育機関、国内外の研究機関と連携し、研究者や開発者等の人材の育成を進めます。

(取組内容の例)

- ILC実現後の外国人研究者との交流を見据えて国内の著名な研究者と連携した科学・工学に関するコンテスト等を実施し、生徒たちの科学に対する興味・関心を深めるとともに、ILCに携わる研究も含めた様々な分野で活躍する人材の育成を目指します。
- 県内企業の技術者向けの講習会等を実施し、企業の技術力向上支援及び加速器関連産業への参入支援を強化します。

イ 国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成

ILCの実現により、外国人研究者・家族と地域住民が共生する多文化コミュニティの形成が見込まれることから、研究者及び家族の受入れに向けた体制整備を進めます。

- 「いわて外国人県民相談・支援センター」及び市町村等における外国人相談について周知を図るとともに、個別化・専門化する相談に対応する専門機関との連携をさらに強化し、外国人相談支援体制の充実を図ります。(再掲)
- 外国人研究者やその家族の生活支援サービスについての調査・検討を進めながら、ILC の立地地域に対する情報の共有に努めます。
- 産学官の共同研究による「まちづくりモデルケース」の策定に協力し、市町村における I L C 誘致を契機としたまちづくりを支援します。
- 外国人研究者とその家族の受入れに向けた環境整備(教育、保育、医療、買い物・食事、 余暇活動)の検討を進めます。

6 各主体の役割(県民が一体となった多文化共生社会の実現)

多文化共生の課題は、様々な分野にわたる課題であり、また、県民一人ひとりの意識づくりが何より重要です。

多文化共生社会の実現に当たっては、県と市町村との連携を図るとともに、県や市町村、 国際交流協会、国際交流関係団体、企業・関係機関団体、大学、学校、県民・自治会等が協力し合い、それぞれの役割を十分に果たしながら一体となって、地域全体の課題として取り組んでいくことが必要です。

このため、県は、本プランに基づき、地域国際化推進会議や外国人受入拡大に係る関係機 関連絡会議をはじめとする各種会議体等において情報共有等を図りながら、全県的視野から 広域的な課題への対応、先導的な取組などを推進するとともに、関係主体それぞれが連携し て期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行います。

【県の主な役割の例】

| 【県の主な役割の例】 | |
|----------------------|---|
| 施策の方向 | 主な役割の例 |
| 1 グローカル人材の 育成、外国人材等の | (グローカル人材の育成)・ グローカル人材育成に向けた情報共有・ 高校生を対象とした中国雲南省や北米への海外派遣、雲南省か |
| 受入・定着・活躍推進 | らの中学生受入れ等の実施 ・ 「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画促進 ・ 学生の海外留学支援の実施 ・ 海外で活躍する本県出身者等によるオンライン講演会の実施 |
| | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援) ・ 企業向けセミナーや企業ガイダンス、企業訪問、インターンシップ、キャリアフェアの実施 ・ 海外販路拡大のための商談会やバイヤー招聘等の実施 |
| 2 共に生活できる地 域づくり | (相談・情報提供体制の充実・強化) ・ 「いわて外国人県民相談・支援センター」及び市町村等におけ |
| 域づくり | る外国人相談の周知、外国人相談支援体制の充実 ・ 外国人相談員による巡回相談 ・ 「やさしい日本語」や多言語による情報提供 |
| | ・ 「やさしい日本語」による行政情報提供などの意識向上等 ・ 既存の多言語による行政情報の積極的な周知・活用 |
| | 道路や公共交通機関の案内標識への多言語併記やピクトグラム表記並びに観光関連施設の多言語表記の支援通訳ボランティア等の周知・活用促進 |
| | ・ 外国人県民等に対する県営住宅の提供、広報・ 外国人県民等の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居支援 |
| | ・ キーパーソンやICTを活用した情報提供体制の整備 (防災・医療支援体制の構築支援) ・ 「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供等 |
| | ・ 県内医療機関の外国人受入体制の整備・ 医療通訳スタッフ等の育成やICTを活用した受診体制整備 |
| | ・ 多言語による医療・子育て・福祉等の情報伝達フォーマットの 作成・周知 |
| | (日本語学習の支援)・ 日本語教室の開催情報提供・ 日本語教室の運営支援 |

- 日本語学習環境の充実
- ・ 日本語サポーターの養成や活用、ICT活用した日本語学習コンテンツの普及

(多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケー ション促進)

- ・ 通訳ボランティア等の周知・活用促進
- ・ 「やさしい日本語」やICT、翻訳アプリを活用した情報発信 (外国人県民等との協働による地域づくり)
- ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催
- 外国人県民等と連携したワークショップの開催

3 多様性を理解・尊 重する共通認識の醸 成

(外国人県民等である児童・生徒への対応)

- 教育対応方法等の情報共有体制整備
- ・ 日本語指導者及び日本語サポーターの指導力向上
- ・ 奨学金制度の周知・活用
- 高校進学に係る情報提供
- ・ 児童・生徒への日本語学習支援

(アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 通認識の醸成)

- ・ 「やさしい日本語」の普及促進
- 外国文化の紹介
- 外国人県民との交流機会創出
- ・ 「国際交流センター」の機能充実

(外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つながりづくり)

- 防災訓練等の情報提供と参加促進
- ・ 地域開催の外国人県民等との交流機会周知及び機会創出のノウ ハウ周知
- ・ 外国人県民等と日本人県民が共に地域を支える多文化共生社会 づくりの意識醸成
- ・ 南米の各県人会等の岩手ゆかりの方々との相互交流やオンライ を活用した交流促進

4 ILCプロジェク トへの対応

(ILCを担う人材の育成)

- ・ 児童生徒を対象とした I L C を含む科学への関心を喚起する 取組の企画・実施
- ・ 企業向け講習会の開催による技術指導や、加速器コーディネーターによる県内企業と研究機関等とのマッチングの実施 (国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成)
- ・ 「いわて外国人県民相談・支援センター」及び市町村等における外国人相談の周知、外国人相談支援体制の充実(再掲)
- ・ 多言語による情報提供の充実
- ・ 「まちづくりモデルケース」に係る共同研究の推進
- ・ 外国人研究者とその家族の受入れに向けた環境整備(教育、保育、医療、買い物・食事、余暇活動)の推進

関係主体それぞれに期待される役割は、次のとおりです。

① 市町村

市町村は、住民にとって最も身近な基礎自治体として、外国人県民等に対しても各種の行政サービスを提供するなどの重要な役割を担っています。

今後できるだけ早期に多文化共生の推進に係る指針等を策定するとともに、外国人県民等にとっても暮らしやすく、居住先として選ばれる環境づくりのため、地域の実情に応じ、県と共に様々な分野において積極的に取り組んでいくことが期待されます。

このほか、県・市町村等の国際交流協会、国際交流関係団体、学校、地元企業との連携や 協働を積極的に図るとともに、交流機会づくりや自治会等の地域と外国人県民等をつなぐ役 割も期待されます。

【市町村に期待される主な役割の例】

| 【市町村に期待される王 | 1 |
|-------------|---|
| 施策の方向 | 主な役割の例 |
| 1 グローカル人材の | (グローカル人材の育成) |
| 育成、外国人材等の | ・ グローカル人材育成に向けた情報共有 |
| | ・ 日本の歴史文化の理解増進、語学力の向上支援 |
| 受入・定着・活躍推進 | ・ 中高生を対象とした姉妹都市との海外相互派遣の実施 |
| | ・ 「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画 |
| | ・ 学生の海外留学支援の実施 |
| | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援) |
| | ・ 外国人人材を積極的に受け入れている企業への支援 |
| 2 共に生活できる地 | (相談・情報提供体制の充実・強化) |
| 域づくり | ・ 市町村等の外国人相談の周知、外国人相談支援体制の充実 |
| | ・ 支援者(民生・児童委員など)への情報提供 |
| | ・ 「やさしい日本語」や多言語による情報提供 |
| | ・ 既存の多言語による行政情報の積極的な周知・活用 |
| | ・ 道路や公共交通機関の案内標識への多言語併記やピクトグラム |
| | 表記並びに観光関連施設の多言語表記の支援 |
| | ・ 通訳ボランティア周知・活用促進 |
| | ・ 外国人県民等に対する市町村営住宅の提供、広報 |
| | ・ 外国人県民等の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居支援 |
| | ・ キーパーソンやICTを活用した情報提供体制の整備 |
| | (防災・医療支援体制の構築支援) |
| | ・ 「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供等 |
| | ・ 医療機関の外国人受入体制の整備 |
| | ・ 医療通訳スタッフ等の育成やICTを活用した受診体制整備 |
| | (日本語学習の支援) |
| | ・ 日本語教室の開設、充実、運営支援 |
| | (多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケー |
| | ション促進) |
| | ・ 「やさしい日本語」やICT、翻訳アプリを活用した情報発信 |
| | (外国人県民等との協働による地域づくり) |
| | ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催 |
| | ・ 地域における多文化共生のキーパーソンへの働きかけ |
| | ・ 外国人県民等と連携したワークショップの開催 |

| 3 多様性を理解・尊 | (外国人県民等である児童・生徒への対応) |
|---------------|--------------------------------|
| 重する共通認識の醸 | ・ 日本語サポーターの指導力向上 |
| | ・ 奨学金制度の周知・活用 |
| 成 | ・ 日本の教育制度の周知 |
| | ・ 高校進学に係る情報提供 |
| | ・ 児童・生徒への日本語学習支援 |
| | (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 |
| | 通認識の醸成) |
| | ・ 「やさしい日本語」の普及促進 |
| | ・ 外国文化の紹介 |
| | ・ 外国人県民等との交流機会創出 |
| | ・ 地域や生活に関するルール等の周知 |
| | (外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つな |
| | がりづくり) |
| | ・ 地域開催の外国人県民等との交流機会周知及び機会創出のノウ |
| | ハウ周知 |
| | ・ 防災訓練等の情報提供と参加促進 |
| | ・ 市民講座等への外国人県民等の参加勧奨と講師への活用 |
| | ・ 交流機会の提供・参加促進 |
| 4 I L C プロジェク | (ILCを担う人材の育成) |
| | ・ 出前授業等の実施を通じた科学への関心喚起 |
| トへの対応 | ・ 研究開発を行う地域企業の支援 |
| | (国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成) |
| | ・ 多言語による情報提供の充実 |
| | ・ ILCを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくり |
| | ・ 外国人研究者とその家族の受入れに向けた環境整備(教育、保 |
| | 育、医療、買い物・食事、余暇活動)の推進 |

② 県国際交流協会・市町村国際交流協会

県国際交流協会は、多文化共生社会の実現の推進に当たっての本県における中核的な組織として、市町村国際交流協会や国際交流関係団体などの取組を支援するとともに、専門的知識やノウハウ、機動性などを生かした広域的な取組を行うことが期待されます。

市町村国際交流協会は、それぞれの体制や活動内容等が大きく異なることから、人的資源や活動状況などの実情に応じて県国際交流協会、市町村、国際交流関係団体等と連携・協働し、地域のニーズや実態を踏まえた事業の推進を図ることが期待されます。

【県国際交流協会・市町村国際交流協会に期待される主な役割の例】

| 施策の方向 | 主な役割の例 |
|---------------------------------------|---|
| 1 グローカル人材の 育成、外国人材等の 受入・定着・活躍推進 | 于工。7時八百千久1及07天旭 |
| 2 共に生活できる地 | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援)・ 県内企業と連携したワークショップ等の開催(相談・情報提供体制の充実・強化) |
| 域づくり | 市町村等の外国人相談の周知、外国人相談支援体制の充実 |

- ・ 支援者(民生・児童委員など)への情報提供
 - ・ 「やさしい日本語」や多言語による情報提供
- ・ 既存の多言語による行政情報の積極的な周知・活用
- ・ 公共交通機関の案内標識への多言語併記やピクトグラム表記並 びに観光関連施設の多言語表記の支援
- 通訳ボランティア等の育成・登録、資質向上、周知・活用促進
- ・ キーパーソンや I C T を活用した情報提供体制の整備 (防災・医療支援体制の構築支援)
- ・ 「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供等
- 医療機関の外国人受入体制の整備支援
- ・ 医療通訳スタッフ等の育成などの受診体制整備支援 (日本語学習の支援)
- 日本語教室の開設、充実、運営支援
- ・ 日本語サポーターの養成や活用、ICTを活用した日本語学習 コンテンツの普及

(多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケーション促進)

- ・ 通訳ボランティア等の等の育成・登録、資質向上、周知・活用 促進(再掲)
- ・ 「やさしい日本語」やICT、翻訳アプリを活用した情報発信 (外国人県民等との協働による地域づくり)
- ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催
- 外国人県民等と連携したワークショップの開催

3 多様性を理解・尊 重する共通認識の醸 成

(外国人県民等である児童・生徒への対応)

・ 児童・生徒への日本語学習支援 (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 通認識の醸成)

- ・ 「やさしい日本語」の普及促進
- 外国文化の紹介
- 外国人県民等との交流機会創出
- ・ 「国際交流センター」の機能充実

(外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つながりづくり)

- ・ オンラインを併用した交流機会の提供・参加促進
- ・ 国際交流協会や国際交流関係団体が持つノウハウの共有

4 ILCプロジェク トへの対応

(国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成)

- ・ 多言語による情報提供の充実
- ・ 外国人研究者とその家族の受入れに向けた環境整備(教育、保育、医療、買い物・食事、余暇活動)の支援

③ 国際交流関係団体

多文化共生の取組は、日本語教室や交流イベントの開催など、地域において自主的に活動を行う国際交流関係団体に支えられてきました。

それぞれの団体の持つノウハウや情報、人材、ネットワークなどを生かしながら、市町村、 国際交流協会等と連携・協力し、地域のニーズを的確に把握した多様な活動を展開していく ことが期待されます。

【国際交流関係団体に期待される主な役割の例】

| 施策の方向 | 主な役割の例 |
|---------------|---|
| 1 グローカル人材の | (グローカル人材の育成) |
| 育成、外国人材等の | ・ グローカル人材育成に向けた情報共有 |
| | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援) |
| 受入・定着・活躍推進 | ・ 企業向けセミナーや企業ガイダンス、企業訪問、インターンシ |
| | ップ、キャリアフェア等の周知支援 |
| 2 共に生活できる地 | (相談・情報提供体制の充実・強化) |
| 域づくり | ・「いわて外国人県民相談・支援センター」及び市町村等の外国 |
| | 人相談の周知支援 |
| | ・「やさしい日本語」や多言語による情報提供 |
| | (日本語学習の支援) |
| | ・日本語教室の開設・充実 |
| | ・ 日本語サポーターの養成や活用、ICTを活用した日本語学習 |
| | コンテンツの普及 |
| | (多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケー |
| | ション促進) |
| | ・ 通訳ボランティア等の周知・活用促進支援 (外国人県民等との協働による地域づくり) |
| | ・ 外国人県民等と連携したワークショップへの参加促進 |
| | ・ 多文化共生理解の啓発・促進 |
| | ・ 市民講座等への外国人県民等の参加促進 |
| | ・ 交流機会の提供・参加促進 |
| 3 多様性を理解・尊 | (外国人県民等である児童・生徒への対応) |
| | ・ 日本の教育制度の周知 |
| 重する共通認識の醸 | 高校進学に係る情報提供 |
| 成 | ・児童・生徒への日本語学習支援 |
| | (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 |
| | 通認識の醸成) |
| | ・ 「やさしい日本語」の普及促進 |
| | 外国文化の紹介 |
| | 外国人県民等との交流機会創出 |
| | (外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つな |
| | がりづくり) |
| | ・ 地域開催の外国人県民等との交流機会周知及び参加促進 |
| 4 ILCプロジェク | (国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成) |
| トへの対応 | ・ 外国人研究者とその家族の受入れに向けた環境整備(教育、保 |
| 1、 4A N J W D | 育、医療、買い物・食事、余暇活動)の支援 |

4 企業・関係機関団体

企業は、外国人県民等の雇用等に当たっての労働関係法令等の遵守はもとより、雇用等された外国人県民等とその家族が地域で安心して暮らせるよう、日本語学習への配慮のほか、地域や生活に関するルール等の説明・周知等の生活に対する支援を行うとともに、地域における多文化共生の取組に対する協力・支援を行うことが期待されます。

また、災害時において、これらの外国人県民等が孤立しないように対策を講じる必要があ

ります。

さらに、高い公共性を有する企業においては、利用者に向けた情報の多言語化の推進や、 「やさしい日本語」の使用についての配慮も期待されます。

関係機関団体は、企業の海外展開を担う人材育成や高度外国人材活用、技能実習生の受入体制整備などのほか、開発途上国におけるボランティア活動の支援が期待されます。

【企業・関係機関団体に期待される主な役割の例】

| 【企業・関係機関団体に期待される主な役割の例】 | | | |
|-------------------------|---|--|--|
| 施策の方向 | 主な役割の例 | | |
| 1 グローカル人材の | (グローカル人材の育成) | | |
| 育成、外国人材等の | ・グローカル人材育成に向けた情報共有 | | |
| | ・ 学生の海外留学支援の実施 | | |
| 受入・定着・活躍推進 | ・ 開発途上国におけるボランティア活動支援 | | |
| | ・「いわてグローカル人材育成推進協議会」への参画 | | |
| | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援) | | |
| | ・ 企業向けセミナーへの参加 | | |
| | ・ 企業ガイダンス、企業訪問の実施・協力 | | |
| | 外国人留学生等の採用 | | |
| | ・ 海外展開を担う人材育成に係る集合研修や出前講座等の実施 | | |
| | ・ 高度外国人材等の受入体制整備の支援 | | |
| 2 共に生活できる地 | (相談・情報提供体制の充実・強化) | | |
| 域づくり | ・「やさしい日本語」や多言語による情報提供 | | |
| | ・地域や生活に関するルール等の周知 | | |
| | ・ 労働関係法令の順守 | | |
| | ・ 外国人県民等の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅への入居支援 | | |
| | (防災・医療支援体制の構築支援) | | |
| | ・ 従業員等が災害発生時に迅速な避難行動がとれるような配慮 | | |
| | ・ 従業員等の医療通訳スタッフ等への参加 | | |
| | (日本語学習の支援) | | |
| | ・ 日本語教室の開催情報提供 | | |
| | ・ 従業員である外国人県民等の日本語学習への配慮・支援 | | |
| | ・日本語学習環境の充実 | | |
| | ・ 日本語サポーターの活用、ICTを活用した日本語学習コンテンツの普及 | | |
| | ンプの音及 (多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケー) | | |
| | (多言語による文後八州の育成や多様な子伝によるコミューケーション促進) | | |
| | ・ 従業員等の通訳ボランティア等への参加 | | |
| | (外国人県民等との協働による地域づくり) | | |
| | ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の参加促進 | | |
| | ・ 外国人県民等と連携したワークショップへの参加 | | |
| | ・従業員である外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成 | | |
| 3 多様性を理解・尊 | (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 | | |
| | 通認識の醸成) | | |
| 重する共通認識の醸 | ・「やさしい日本語」の使用 | | |
| 成 | 外国人県民等との交流機会創出 | | |
| | (外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つな | | |
| | がりづくり) | | |
| | ・ 従業員等への多文化共生理解の啓発・促進 | | |

| | ・ 交流機会の提供・参加促進 |
|---------------|---|
| 4 ILCプロジェク | (ILCを担う人材の育成) |
| トへの対応 | ILCに関連する技術や研究成果を基にしたビジネスの拡大 |
| 1 (O) (A) (A) | ・ ILCに関連する技術等を地域に還元するための研究 |

⑤ 大学

大学には、教員や留学生による日本人県民、児童・生徒への多文化共生の啓発、学生による外国人県民等である児童・生徒への日本語指導など、地域における多文化共生の取組への参画が期待されます。

また、留学生の就職支援については、関係団体などと連携した積極的な取組を行うことが期待されます。

さらに、多文化共生を推進していく人材を継続的に育成していくとともに、実態調査・研究等で行政等を支援する役割も期待されます。

【大学に期待される主な役割の例】

| 施策の方向 | 主な役割の例 |
|------------|--|
| 1 グローカル人材の | |
| 育成、外国人材等の | ・ グローカル人材育成に向けた情報共有 |
| 受入・定着・活躍推進 | ・ 日本の歴史文化の理解増進、語学力の向上支援 |
| 文八•足有•伯雄摇 | ・ 国際ボランティア等への参加支援 |
| | ・ 学生の海外留学支援の実施 |
| | (外国人留学生や外国人材等の受入・定着支援) |
| | ・ 企業向けセミナーや企業ガイダンス、企業訪問、インターンシ |
| | ップ、キャリアフェアの実施協力 (相談・情報提供体制の充実・強化) |
| 2 共に生活できる地 | (相談・情報促供体制の元美・短化) ・ 「やさしい日本語」や多言語による情報提供 |
| 域づくり | ・ 地域や生活に関するルール等についての周知 |
| | ・ 通訳ボランティア等への参加・活用促進 |
| | (防災・医療支援体制の構築支援) |
| | ・「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供等 |
| | ・ 留学生等が災害発生時に迅速な避難行動がとれるような配慮 |
| | (日本語学習の支援) |
| | 日本語学習環境の充実支援 |
| | ・ 日本語サポーターの養成や活用、ICTを活用した日本語学習 |
| | コンテンツの普及 |
| | (多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケー |
| | ション促進) |
| | ・ 通訳ボランティア等の育成・登録、資質向上支援 |
| | (外国人県民等との協働による地域づくり) |
| | ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会の開催協力 |
| | ・ 外国人県民等と連携したワークショップへの参加周知 |
| 3 多様性を理解・尊 | (外国人県民等である児童・生徒への対応) |
| 重する共通認識の醸 | ・ 日本語学習指導者の養成・指導力向上 |
| 成 | (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共 |
| 14% | 通認識の醸成) |
| | ・ 多文化共生理解の啓発・促進 |

| | ・「やさしい日本語」の普及促進 |
|---------------------|--|
| | (外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つな |
| | がりづくり) |
| | ・ 交流機会の提供・参加促進 |
| 4 ILCプロジェク トへの対応 | (ILCを担う人材の育成) ・ 出前授業等の実施を通じたILCを担う人材の育成協力 |

6 学校

学校(小学校・中学校・高等学校)には、児童・生徒に対して多文化共生の意識づくりに 資する教育の推進の場としての充実が期待されます。

また、外国人県民等である児童・生徒が在籍しない場合であっても、多文化共生の観点を取り入れた学習やPTAなども含めた多文化共生の意識づくりなどの役割が期待されます。

【学校に期待される主な役割の例】

| 施策の方向 | 主な役割の例 |
|------------------------------|--|
| 1 グローカル人材の 育成、外国人材等の | (グローカル人材の育成) ・ グローカル人材育成に向けた情報共有 |
| 受入·定着·活躍推進 | ・ 日本の歴史文化の理解増進、語学力の向上支援・ 生徒の海外派遣研修への参加支援 |
| 2 共に生活できる地 域づくり | (相談・情報提供体制の充実・強化) ・ PTA等を含めた「やさしい日本語」や多言語等による情報提供 |
| | (防災・医療支援体制の構築支援) ・ 外国人県民等である児童・生徒への必要な情報や制度の周知のほか、災害発生時に迅速な避難行動がとれるような配慮(日本語学習の支援) ・ 日本語学習支指導及び学習環境の充実 |
| 3 多様性を理解・尊 重する共通認識の醸 成 | (外国人県民等である児童・生徒への対応) ・ 児童・生徒への日本語学習指導及び学習環境の充実 (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成) ・ 多文化共生理解の啓発・促進 (交流機会・つながりづくり) ・ 交流機会の提供・参加促進 |
| 4 ILCプロジェク トへの対応 | (ILCを担う人材の育成) ・ 出前授業等への参加による科学への関心換起 |

⑦ 県民・自治会等

県民は、交流機会への参加などによる相互理解や、共に地域を支えていくパートナーとしての意識づくり、外国人県民等の身近な支援者としての行動などが期待されます。また、外国人県民等とのコミュニケーションを重ねながら国際感覚を養うとともに、異文化に対する理解を深め、グローバルな視点を持つことが期待されます。

自治会等は、地域づくりにおける基礎的な団体です。外国人県民等も参加しやすい自治会 等の活動に配慮するとともに、外国人県民等に対する活動への参加の呼びかけ、外国人県民 等の身近な支援などの役割が期待されます。 【県民・自治会等に期待される主な役割の例】

| 施策の方向 | 主な役割の例 |
|---------------------------------------|--|
| 1 グローカル人材の 育成、外国人材等の 受入・定着・活躍推進 | (グローカル人材の育成)日本の歴史文化の理解増進、語学力の向上への取組海外派遣研修、留学等の国際関連事業等への参加国際ボランティア等への参加 |
| 2 共に生活できる地域づくり | (相談・情報提供体制の充実・強化) ・ 外国人県民等に対する情報提供への協力 ・ 地域や生活に関するルール等の周知への協力 ・ 通訳ボランティア等の周知・活用促進への協力 (防災・医療支援体制の構築支援) ・ 「やさしい日本語」や多言語等による防災情報の提供等への協力 (多言語による支援人材の育成や多様な手法によるコミュニケーション促進) ・ 通訳ボランティア等への参加 |
| | 「やさしい日本語」の利用 (外国人県民等との協働による地域づくり) ・ 国際理解や多文化共生のまちづくりに関する研修会への参加・ 参加促進 ・ 外国人県民等の多文化共生社会づくりの意識醸成への協力 ・ 外国人県民等と連携したワークショップへの参加・参加促進 |
| 3 多様性を理解・尊重する共通認識の醸成 | (アンコンシャス・バイアスをなくし、多様性を理解・尊重する共通認識の醸成) ・ 多文化共生理解の啓発・促進への協力 (外国人県民等や海外在住の岩手ゆかりの方々との交流機会・つながりづくり) ・ 自治会情報や交流機会の提供・参加促進 ・ 交流機会への参加 |
| 4 ILCプロジェク トへの対応 | (国際性豊かで便利な暮らしやすいコミュニティの形成) ・ ILCを核とした国際研究拠点形成を見据えたまちづくりへの 参画 |

※ 「主な役割の例」は、各主体の役割をイメージするための例示です。多文化共生の取組は、地域の 実情に応じて各主体が連携・協力し合いながら進めていく取組であることから、役割が固定されない 場合や複数の主体が同じ役割を担う場合が考えられます。

岩手県多文化共生推進プラン (2025~2029)

~ 全ての県民が、お互いの国籍や言語、文化などの多様性を尊重し、 多様な人材が育まれ、幸せに暮らすことができる岩手 ~

令和7年3月策定(予定)

岩 手 県